

# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

### ノートパソコン搭載のバッテリーパックから発火し、 火災が発生したパソコンの製造物責任を認めた事例

本件は、ノートパソコンを使用していた消費者が、自宅で同パソコンのACアダプターを接続して充電中、パソコンのバッテリーパックが発火し、それに起因して発生した火災により損害を被ったと主張して、消費者がパソコンを製造したメーカーに対し、製造物責任法3条または不法行為に基づき、損害金として約660万円等の支払いを求めた事案である。判決は、消費者は、本件パソコンを適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、バッテリーパックが充電中に突然発火したものであるとし、事実上の推定を活用のうえ、本件パソコンは通常有すべき安全性に欠けるとし、メーカーの製造物責任を

認めた(認容額約70万円ほか)。(東京地方裁判所平成31

年3月19日判決、LEX/DB掲載)

原告: X (消費者) 被告: Y (パソコン

被告: Y (パソコンのメーカー)

## ▲ 事案の概要

#### 1. 本件火災の発生と損害

Xは、遅くとも2015年10月中旬(火災前日)までには、Yが2012年5月に製造したノートパソコン(以下、本件パソコン)を購入し、2015年10月中旬、Xの自宅において、本件パソコンを所持し使用していた。事故は本件パソコン搭載のバッテリーパックが、ACアダプターを接続して充電中に発火し、火災(以下、本件火災)が発生したもので、本件火災により、Xは左下腿にⅢ度の熱傷の傷害を負い、また、本件パソコンのほか、本件パソコンの置かれていたベッドおよびマットレスを焼損した。なお、Yは、Xに対し、本件パソコンの代替品を支給し、ベッドおよびマットレスについては再購入価格に基づく賠償をした。

#### 2. 本件の争点および当事者の主張

(1) 欠陥ないし過失の有無(争点1)

【Xの主張】Xは、本件パソコンを自ら経営する 会社の業務のために使用していたものであり、 通常の方法で使用および保管していたにもかかわらず、本件パソコン搭載のバッテリーパックが突如発火したものであるから、本件パソコンは、通常有すべき安全性に欠けていた。

【Yの主張】本件パソコン搭載のバッテリーパックが発火したこと自体については争わない。しかし、Yが慎重・厳格に当該バッテリーパックの調査を行ったにもかかわらず、発火原因は発見・特定されておらず、本件パソコンに欠陥があったものとは認められない。当該バッテリーパックが発火したとの一事をもって、当該バッテリーパックが通常有すべき安全性を欠いていたとの立証がされているとはいえない。また、不法行為責任についても、何ら立証されていない。

#### (2) Xの損害(争点2)

【Xの主張】Xの損害は、次のア〜エの合計約660万円である。

ア 物損:約10万円 本件火災によりX宅の 壁等が焼損したところ、X宅は賃借物件であり、 Xは退去時に、焼損した壁等についてXの負担

2021.5

で補修しなければならない。一面の壁紙交換の 損害は10万円を下らない。

- イ 休業損害:約190万円 Xはコンサルタントの会社を経営しているが、本件火災により業務に支障を来しており、Xの休業損害は約190万円である。
- ウ 慰謝料:約400万円 Xは左下腿にⅢ度熱 傷の傷害を負い、1年以上かけて10回程度通 院したが、現在もなおやけどの痕が点在してい る状況にあり、また痛みも残っているため、完 全に治癒するためには手術を受けることを余儀 なくされる状況である。そして、Xは、本件火 災により、パソコンが爆発するという恐怖体験 をさせられたこと、本件パソコンの消失により 本件パソコンに保存されていた重要なデータが 失われ、その復旧に1カ月以上要したこと、Y から、慰謝料についての提案が一切されず、交 渉の負担を強いられたこと、Xは、国産ブラン ドQという安全に使用できるノートパソコン というブランドイメージを信頼したが、Yがこ れを裏切ったこと、本件火災はYがリコールの 対象を渋ったために発生したものであり、Yが 本件火災後もリコールの対象を広げることを躊 躇し、本件パソコンの欠陥を積極的に周知せず、 製品事故に対する反省もみられないことからす れば、Xの慰謝料は約400万円を下らない。

エ 弁護士費用:約60万円 【Yの主張】Xの主張を、いずれも争う。

## ▲理 由

#### 1. 争点1(欠陥ないし過失の有無)について

裁判所は、欠陥・過失の有無について、次のように判断している。

(1) 本件パソコン搭載のバッテリーパックが発火し、これにより本件火災が発生したことは当事者間に争いがない。そして、証拠および弁論の全趣旨によれば、Xは、本件パソコンを普段から業務に携帯して日々使用していたこと、X

は、本件火災前日である2015年10月中旬(火 災前日)の夜、X宅の寝室のベッド近くで普段 どおりに使用し、電源を切った後、純正のAC アダプターに接続してベッドの上で充電してい たこと、Xは、本件火災当日午前7時頃、本件 パソコンの電源を入れて受信したメールの確認 などで1時間程度本件パソコンを使用し、その 後は、本件パソコンをスリープ状態にし、AC アダプターに接続して充電していたところ、本 件パソコンのバッテリーパックが発火したこと が認められる。以上の認定事実に照らせば、X は、本件パソコンを適正な使用方法で使用して いたというべきである一方、Xが本件パソコン の本来の使用目的とは異なる使用方法や不適切 な管理をしていたと認めるに足りる証拠はな い。よって、Xは、本件パソコンを適正な使用 方法で使用していたにもかかわらず、一般に発 火する危険が想定されない本件パソコンのバッ テリーパックが充電中に突然発火して本件火災 の発生源となったものであるから、本件パソコ ンは、本件火災発生時において、通常有すべき 安全性を欠いていたと認められる。そして、前 記事情に照らせば、本件パソコンは、その引き 渡し時においても、通常有すべき安全性を欠い ていたと推認でき、この推認を覆すに足りる事 情は見当たらない。

(2) これに対し、Yは、慎重厳格に当該バッテリーパックの調査を行ったにもかかわらず、発火原因は発見・特定されておらず、本件パソコンに欠陥があったとは認められないなどと主張した。証拠によれば、Yが本件火災に本件パソコン搭載のバッテリーパック内部の電池から発火したことは判明したものの、その原因の特定には至っていない。しかし、製造物責任法3条にいう欠陥の意義や、同法の趣旨が被害者保護にあることに照らすと、本件における製造物が一般に発火する危険が想定されていないノートパソコンであって、Xが本件パソコンを適正な

使用方法で使用していたにもかかわらず、本件パソコン搭載のバッテリーパックが発火して本件火災が発生したことが認められる以上、Xにおいて、本件パソコンの中の欠陥の部位やその態様等を特定したうえで、バッテリーパックの発火するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではないと解する。なお、証拠によれば、本件パソコン搭載のバッテリーパック内部の電池セルを製造した工場で一定の期間内に製造された電池セルを使用したバッテリーパックについて、焼損事故が複数発生し、2017年11月には、事故発生件数が本件を含めて10件となったこと、また、これを受けてリコールを行ったことなどが認められる。

(3) したがって、本件パソコンには、製造物責任法3条にいう欠陥があった。

#### 2. 争点2(Xの損害)について

裁判所は、Xの主張する各損害について、次のように判断している。

#### (1) 物損

本件火災により、X宅の寝室の焼損したベッド付近の壁紙が一部損傷したことが認められるが、壁自体の損傷があったとまでは認められない。X宅は賃借物件であるが、前記壁紙の損傷自体はX宅の所有者に生じた損害であり、Xが現に壁紙を補修し、その費用を負担したなどの事情がない限り、Xの損害にはならない。

#### (2) 休業損害

本件火災によりXに休業損害が発生したと認める証拠はない。

#### (3) 慰謝料

Xは、本件火災により左下腿にⅢ度熱傷の傷害を負い、また消火の際に、同熱傷以外に、右下腿や手指にも軽度のやけどを負ったこと、2015年10月から2017年6月までに10回程度通院したこと、現在もⅢ度の熱傷を負った左下腿には、後遺障害等級14級には該当しないが、色素沈着による黒褐色の変色が残存しているこ

とが認められる。また、Xに収入の減少があったとまでは認められないものの、一定の損害が発生したこと自体は否めないことからすると、慰謝料算定のうえでは一定の考慮をすべきである。なお、本件火災はYがリコール対象を絞ったために発生したと認める証拠はないが、このような事実があったとしてもXの慰謝料増額事由とはならない。また、現実の損害賠償に加えて、制裁および一般予防を目的とする懲罰的・制裁的慰謝料を認めることは、わが国における不法行為に基づく損害賠償の基本原則ないし基本的理念と相入れないので採用できない。Xの精神的苦痛に対する慰謝料としては、約60万円が相当である。



#### 1. 製造物責任法と事実上の推定

本件は、日ごろ日常業務で使用していたY製 造に係るノートパソコン搭載のバッテリーパッ クから発火して火災となった事故につき、Xが 損害賠償を求めた典型的な製造物責任事件につ いての判決である。1994年成立(1995年施行) の製造物責任法立法の際、メーカーの責任を認 める要件が、不法行為の「過失」から「欠陥」へと 緩和されても、製造物に関する知識や証拠を持 たない被害者が「欠陥」を証明することは極めて 困難だとして、その製品を通常使用していて想 定されない異常な損害が生じた場合には、「欠 陥 |を法律上推定(法律上の事実推定)すべきだ とする案なども提出された。しかし、責任要件 を「過失」から「欠陥」に緩和したうえ、なお、立 証責任をメーカーに負わせることは妥当でない とのメーカー側の反対により推定規定は採用さ れなかった。しかし、事実上の推定を柔軟に活 用して、被害者の立証負担を軽減することが提 言された。事実上の推定とは、通常起こり得る 原因と結果の因果関係の経験則の適用によって 事実を認定するものであるが、メーカー側と消

費者の知識・経験や証拠の存在状況などを考慮 して、被害者の「欠陥」の立証負担の軽減を図る ことが提案されたのである。なお、法律上の事 実推定とは、要件事実A(製造物責任では「欠 陥」)の代わりに、より立証しやすい前提事実B (製造物責任では、「通常使用」と「異常な損害」) が立証された場合には、一応事実Aがあったも のと推定し、事実Aはなかったこと(製造物責 任では「欠陥」のなかったこと)の証明責任を相 手方に負わせようとするものである。本判決は、 これら立法の際の事実上の推定の活用の議論を 踏まえ、通常使用していたバッテリーパックか らの発火の事実から、発火の際の「欠陥」を事実 上推定するだけでなく、製造物責任法の要件で ある製品の引き渡し時の「欠陥」をも事実上推定 したものである。同法成立から30年弱を経過 しているが、同法の被害者保護の趣旨を踏まえ た判決である。

なお、参考判例①および②は、テレビからの 発火、参考判例③は冷凍庫からの発火が問題と なった事例であり、いずれも製造物責任法の責 任ではなく、不法行為責任による過失責任が問 われた事案であったが、製造物責任法立法の際 の事実上の推定の議論を踏まえ、欠陥を事実上 推定し、メーカーの過失も推定して認定したも ので、家電製品等の製造物責任事件の「欠陥」認 定についても事実上の推定についてのリーディ ングケースといわれるものである。

#### 2. 損害の考え方

損害については、まず物損である壁紙の交換費用についてはXの損害であることを否定し、また、休業損害についても、主張立証がないとしてこれを否定した。さらに、慰謝料については、わが国の不法行為による損害賠償制度において賠償の対象となるのは填補賠償であり、Xの主張する懲罰的損害賠償はわが国の賠償制度の基本原則ないし基本理念に反するとして否定している。

なお、アメリカでは、リコールが不十分である場合などには、懲罰賠償が認められており、また、わが国でも、加害者の被害者に対する態度等により制裁的慰謝料としてではなく精神的苦痛が増大したなどとして慰謝料の加算事由とすることは交通事故損害賠償などでは認められている。

#### 3. 参考判例について

先述の製造物責任法立法の際の事実上の推定 の議論を踏まえた判例の概要は次のとおり。

参考判例①は、テレビからの発火事故のものであり、当該テレビが製造されてから発火するまで8カ月程度しか経過しておらず、事実上の推定を活用し、当該テレビの欠陥を推定、さらにそのメーカーの過失も推定した。

参考判例②も、テレビから発火した事故のものであるが、当該テレビが製造から発火に至るまで約7年間経過していた。事実上の推定を活用し、メーカーには安全性確保義務があり、メーカーの不法行為責任を認めている。

参考判例③は業務用冷凍庫から発火した、飲食店兼住居の火災に関するもので、火災の発生源を当該冷凍庫と推認している。メーカーは、通常の使用であったにもかかわらず発生した損害について、調査・研究し尽くしても予見できなかったことを立証しない限り、予見可能であるとされた。メーカーの損害賠償責任を認めている。

なお、最近のパソコンの製造物責任を認めた 判例として、**参考判例**④がある。

#### 参考判例

- ①大阪地裁平成6年3月29日判決(『判例時報』 1493号29ページ)
- ②大阪地裁平成9年9月18日判決(『判例タイム ズ』992号166ページ)
- ③東京地裁平成11年8月31日判決(『判例時報』 1687号39ページ)
- ④神戸地裁平成27年3月24日判決(LEX/DB)